

軽自動車税(種別割)減免申請

心身に障害がある方が軽自動車を所有している場合、一定の条件に該当すれば、軽自動車税(種別割)が減免になります。障害のある方1人につき普通自動車を含めて1台が対象です。

対 象 心身に障害のある方、又はその同一生計の方が所有する軽自動車で、障害のある方の通院・通学などのために使用する場合

申請時に必要なもの

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②運転者の運転免許証
- ③自動車検査証又は標識交付証明書
- ④申請者の印鑑(認印可)
- ⑤軽自動車税の納税証明通知書

※生計を同一する方の車の場合は、生計同一証明書の提出が必要となります。

※精神障害者保健福祉手帳は中部保健所発行となります。

申請場所 税務課

申請期間 5月7日(火)～31日(金)
土・日を除く

※申請期間を過ぎると受付できません。

●障害の区分によっては免除を受けられない場合があります。詳しくは、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

●減免申請は毎年手続きが必要です。

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206

上水道基本料金の免除について

物価高騰により影響を受けた世帯及び事業所等の経済的負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、上水道の基本料金を一定期間免除します。

対 象 恩納村と給水契約を結んでいる
上水道使用者(申請は不要)

免除期間 5月(検針分)～10月(検針分)
基本料金×6か月間

※官公署及び下水道料金は対象外です。

免除される1か月分の基本料金

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75~100mm	150mm
基本料金 税込み	924円	1,507円	2,079円	2,398円	4,829円	7,997円	18,150円	70,125円

お問い合わせ:上下水道課 ☎966-1198

補聴器の購入費を助成します!

聴力の低下により補聴器が必要と認められる方に補聴器の購入費の一部を助成します。

対象者

- ①恩納村に住所を有し、実際に恩納村に居住しており、住民税非課税世帯で満65歳以上の方
 - ②医師から補聴器の使用の必要性を認められた方
- ※ほかの制度で補聴器の補助・交付を受けられる方は対象外となります。

助成額

補聴器本体1台分の購入費として、2万5千円(上限)
※助成は1人1回限りとし、購入後の修理などは対象となりません。
※村の助成決定前に購入した補聴器は対象となりません。

購入前に福祉課へご相談ください。

お問い合わせ:福祉課 地域福祉係 ☎966-1207